

甘楽町立学校の教育職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年4月1日

甘楽町教育委員会

目次

第1	本計画策定の趣旨等	2
	1 本計画の趣旨	
	2 本計画の対象	
	3 本計画の期間	
第2	本町の状況	3
	1 在校等時間の定義	
	2 甘楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に 関する規則に定める時間外在校等時間の上限	
	3 本町の現状と課題	
	(1)時間外在校等時間(別平均時間)	
	(2)1年間時間外在校等時間	
	(3)時間外在校等時間(別区分別割合)	
	(4)時間外在校等時間の推移	
第3	本計画の目標	9
	1 時間外在校等時間に関する目標	
	2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
第4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	9
	1 教育職員の業務量管理に関する取組	
	(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2)「学校と教師の業務の3分類」以外の措置の推進	
	2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
第5	実効性の確保	13
	1 甘楽町教育委員会における取組	
	2 町立学校における取組	
	3 保護者・地域・関係団体との連携	

■第Ⅰ 本計画策定の趣旨等

Ⅰ 本計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教職員の業務が長時間に及ぶ状況がまだ課題となっている。県では令和 6 年 3 月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第 4 期群馬県教育振興基本計画）で、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための政策を推進している。

本町では、第 6 次総合計画（令和 4 年から令和 13 年）において、「豊かな心と自分らしさを育むまち」を最上位目標に掲げ、「未来を担う力を育む人づくり」と「DXに対応した教育の推進」を基本計画に位置付けている。特に小中学校教育の充実、特別支援教育の充実、学校教育施設の充実、学校給食の充実に力を入れている。

このような充実した学校教育を行っていくためには、子どもたちを日々支え、導いていくために勤務する教職員が心身ともに健康な状態であることが不可欠である。

国においても、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正されるとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）が改正され、令和 7 年 9 月に告示された。

これにより、甘楽町立学校の教育職員のサービスを監督する甘楽町教育委員会では、法の改正を受けて「甘楽町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革のさらなる取組を進めていくものである。

2 本計画の対象

本計画は、甘楽町立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定するもの。以下「教員等」という。）を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 本計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

■第2 本町の状況

I 在校等時間の定義

本計画における「在校等時間」

国指針に示されている「在校等時間」を基本とする。

具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- | |
|---|
| <p>① 給特法第6条及び県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下「県条例」という。)第7条第2項に規定される業務(以下「超勤4項目」という。)以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間</p> <p>② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間</p> <p>③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間</p> <p>④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間</p> |
|---|

■在校等時間の記録方法

- ・在校等時間の記録については、県教育委員会が定める方法で記録する。
 - ・校内環境の事情等から、群馬県教育委員会が定める方法で記録ができない教員等がいる場合には、適切な方法により記録を行う。
 - ・当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各学校において、その管理及び保存を適切に行う。
- なお、当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

2 甘楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に定める 時間外在校等時間の上限

町教育委員会は、県条例に基づき、「甘楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という。)を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を行っている。

【規則の概要】

○甘楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(令和2年甘楽町教育委員会規則第2号)

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月 45時間以内
- ② 1年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間、又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月 100時間未満
- ② 1年間 720時間以内
- ③ 複数月の平均月80時間以内
- ④ 45時間を超える月数6箇月以内

■留意ポイント

- ・時間外在校等時間の上限の範囲の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならない。
- ・当該上限の範囲を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本計画のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避ける。
- ・仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合、校長は、その実態把握に努めるとともに、教員等が業務の持ち帰りを行わないよう取組を進める。
- ・当該上限の範囲の時間まで教員等が在校、勤務することを推奨するものではない。

3 本町の現状と課題

本町における教育職員の令和 6 年度の時間外在校等時間の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間（月別平均時間）

月別平均の時間外在校等時間（時間/月）

年月	小学校	中学校
令和6年4月	33 時間 19 分	54 時間 51 分
5月	24 時間 51 分	55 時間 45 分
6月	22 時間 32 分	52 時間 21 分
7月	17 時間 15 分	43 時間 16 分
8月	5 時間 07 分	13 時間 43 分
9月	19 時間 57 分	42 時間 14 分
10月	21 時間 02 分	49 時間 55 分
11月	19 時間 41 分	43 時間 12 分
12月	16 時間 27 分	28 時間 59 分
令和7年1月	16 時間 28 分	36 時間 23 分
2月	21 時間 22 分	38 時間 58 分
3月	25 時間 44 分	34 時間 08 分
令和 6 年度平均	20 時間 19 分	41 時間 08 分

〔毎月実施している時間外在校等時間調査より〕

（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

○現状

月別平均時間外在校等時間の令和 6 年度平均は、小学校で 20 時間 19 分、中学校で 41 時間 08 分であった。これらの数値は、国が掲げる「令和 11 年度までに、1 か月の時間外在校等時間を平均 30 時間程度にする」という目標と比較すると、小学校は既に目標を達成している状況である。

また、中学校は、部活動や学校行事など時間外勤務の要因が影響し、令和 6 年度平均が 30 時間を超えているが、近年の働き方改革や業務改善施策の効果が現れ始めている。

小中学校ともに平均 30 時間を超える月が複数存在しており、年度の平均で達成していても、繁忙期の負担は依然として大きい。また、80 時間超えの教育職員も存在しており、業務負担が偏ったり、個人差が大きかったりする傾向がみられる。

(2) 年間時間外在校等時間

下の表は、本町の小中学校における教育職員の令和 6 年度の年間時間外在校等時間を、年間 360 時間を基準として分類した割合を示している。

令和 6 年度年間時間外在校等時間360時間以内・超えの教育職員の割合(%)

1 年間(個人)	小学校	中学校
360時間以内	78.3%	29.2%
360時間超え	21.7%	70.8%
合計	100.0%	100.0%

[毎月実施している時間外在校等時間調査より]

○現状

令和 6 年度における教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、360 時間を超える教育職員の割合は小学校で 21.7%、中学校で 70.8%であった。これは、月平均で約 30 時間を超える勤務を意味している。国が掲げる「令和 11 年度までに月平均 30 時間程度」という目標を個人レベルで見ると、小学校では約 80%、中学校では約 30%が目標を達成している。一方、中学校では約 70%が目標を達成できていない現状である。

この結果から、特に中学校では、部活動や学校行事、校務分掌などの業務が特定の教員に集中し、長時間勤務を招いている傾向がある。こうした偏在は、健康確保措置の観点からも重大な課題であり、月 80 時間超えに達する月がある教育職員も存在する。過重な勤務は心身の健康リスクを高めるだけでなく、教育の質にも影響を及ぼす可能性があることが課題である。

(3) 時間外在校等時間(月別区分別割合)

令和 6 年度 甘楽町内小学校時間外在校等時間(月別区分別の割合)

【全体グラフ】

2024年	80時間以下								80時間超								教職 員	時間外 勤務 平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	39	81.0%	3	6.0%	6	13.0%	48	100.0%									48	32:19
5月	45	94.0%	3	6.0%			48	100.0%									48	24:51
6月	45	94.0%	2	4.0%	1	2.0%	48	100.0%									48	22:32
7月	46	96.0%	2	4.0%			48	100.0%									48	17:15
8月	48	100.0%					48	100.0%									48	5:07
9月	45	94.0%	1	2.0%	2	4.0%	48	100.0%									48	19:57
10月	45	94.0%	3	6.0%			48	100.0%									48	21:02
11月	46	96.0%	2	4.0%			48	100.0%									48	19:41
12月	47	98.0%	1	2.0%			48	100.0%									48	16:27
1月	47	98.0%	1	2.0%			48	100.0%									48	16:28
2月	47	98.0%	1	2.0%	1	2.0%	48	100.0%									48	21:22
3月	42	88.0%	5	10.0%	1	2.0%	48	100.0%									48	25:44
実人数																		

[毎月実施している時間外在校等時間調査より] ※調査対象:教職員

○現状

令和 6 年度の小学校における時間外在校等時間の状況を見ると、年間を通じて多くの教職員が 45 時間以内に収まっているものの、年度初めの 4 月は時間外在校等時間が多い傾向がある。この要因としては、学年・クラス運営や行事準備など年度初め特有の業務集中が考えられる。また、学校間の差も大きく、人数の多い小学校では業務量が増え、負担が多い現状がみられる。

令和 6 年度 甘楽中学校時間外在校等時間(月別区分別の割合)

【全体グラフ】

2024年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	9	37.5%	3	12.5%	10	41.7%	22	91.7%	2	8.3%					2	8.3%	24	54:51
5月	7	29.2%	5	20.8%	11	45.8%	23	95.8%	1	4.2%					1	4.2%	24	55:45
6月	10	41.7%	3	12.5%	9	37.5%	22	91.7%	2	8.3%					2	8.3%	24	52:21
7月	14	58.3%	4	16.7%	6	25.0%	24	100.0%									24	43:16
8月	24	100.0%					24	100.0%									24	13:43
9月	15	65.2%	3	13.0%	5	21.7%	23	100.0%									23	42:14
10月	10	43.5%	4	17.4%	7	30.4%	21	91.3%	2	8.7%					2	8.7%	23	49:55
11月	12	50.0%	6	25.0%	6	25.0%	24	100.0%									24	43:12
12月	20	83.3%			4	16.7%	24	100.0%									24	28:59
1月	15	62.5%	6	25.0%	3	12.5%	24	100.0%									24	36:23
2月	17	70.8%	3	12.5%	4	16.7%	24	100.0%									24	38:58
3月	18	75.0%	3	12.5%	2	8.3%	23	95.8%	1	4.2%					1	4.2%	24	34:08
実人数																6	25.0%	

[毎月実施している時間外在校等時間調査より] ※調査対象:教職員

○現状

甘楽中学校では、令和6年度4月～11月にかけて、約半数の教育職員が時間外在校等時間45時間以上の時間外勤務をしている状況が見られる。特に4～6月の期間には、時間外在校等時間が月60時間を超える傾向があり、その中には月80時間超えに達する教育職員も存在するなど一部の職員に負担が集中していたり、時間をコントロールしながら業務をこなせていなかったりする教育職員がいることも見て取れる。

一方、8月は夏季休業期間の影響により、全職員が45時間以内となっている。

(4) 時間外在校等時間の推移

小中学校における時間外在校等時間45時間超え・80時間超えの教職員の割合の経年変化(%)

年 月	45 時間超え		80 時間超え	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和4年 10 月	27.3%	64.0%	0.0%	8.0%
5 年 10 月	17.3%	52.0%	0.0%	4.0%
6 年 10 月	5.3%	17.4%	0.0%	8.7%
7 年 10 月	8.7%	39.1%	0.0%	4.3%

※調査対象：教職員〔毎月実施している時間外在校等時間調査より〕

○現状

令和4年から令和7年にかけて、小中学校の時間外在校等時間における80時間超えの割合は減少している。具体的には、小学校の80時間超え対象者はなく、中学校の80時間超えは4～8%となっている。年々、業務削減やICT活用等、各学校における働き方改革への意識の高まりと取組の努力がみられるが、10月は学校行事や部活動関係など比較的業務が多忙の時期であり、客観的にとらえているとは言い難い部分もある。

また、教職員の人数そのものが少ないことから、45時間超えの割合については年度により変動幅が大きく表れている。このことから小中学校の教職員においては、校務分掌の平準化、書類作成の負担軽減とともに働きがいやワーク・ライフ・バランスを高めることが課題と捉える。

■第3 本計画の目標

1 時間外在校等時間に関する目標

現状を踏まえ、次のとおり目標を定める。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間超えの割合
令和11年度まで継続して 0%
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間
30時間(程度)を下回るようにする

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関するデータは、これまで収集していないため、数値等で比較することができていないが、群馬県教育委員会の方針に合わせ、今後データを集約していく。

- ・「ワーク・ライフ・バランスがとれている」と回答する教職員の割合
令和11年度までに 80%以上
- ・「働きがいを感じている」と回答する教職員の割合
令和11年度までに 80%以上
- ・「児童・生徒と向き合う時間が確保できている」と回答する教職員の割合
令和11年度までに 80%以上

■第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、給特法改正の趣旨を踏まえ、学校現場における業務の見直しと働き方改革を一層推進するため、業務量管理・健康確保措置を具体化する。本計画では、業務の3分類に基づく整理を行い、ICT 活用や外部人材との連携など、効率化と負担軽減を両立する取組を以下に示す。これにより、教職員が本来の教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより良い教育を目指す。

1 教育職員の業務量管理に関する取組

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教育職員の業務の整理・見直しを行うとともに、業務の効率化及び負担軽減を推進する取組を以下に示す。これらの取組を通じて、本町の教育職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより質の高い教育の実現を目指す。

学校と教師の業務の3分類		
学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①通学路の見守り活動等 ②学校徴収金の管理 ③過剰な苦情・不当要求への対応	④調査・統計等への回答 ⑤ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑥部活動の運営	⑦授業準備 ⑧学習評価・成績処理 ⑨学校行事の準備・運営 ⑩支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

◆通学路の見守り活動(「3分類」①関係)

- ・通学路の安全確保については、地域や関係団体と連携を図りながら、見守り活動を継続的に実施する。

◆学校徴収金の管理(「3分類」②関係)

- ・町立学校における学校徴収金(教材費等)の管理については、金融機関による口座振替を活用することを推進し、教員が現金を直接取り扱う機会を減らす。

◆過剰な苦情・不当要求への対応(「3分類」③関係)

- ・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーなど専門的知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。
- ・学校側は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教職員が一人で課題を抱え込まないよう、組織的な体制を整備する。

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」④関係)

- ・教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。
- ・校内の情報・データを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計等への負担軽減を図る。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の保守・管理(「3分類」⑤関係)

- ・ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、委託業者を中心に整備し、教職員の業務負担軽減と安定的な運用を進める。

◆部活動の運営(「3分類」⑥関係)

- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
- ・部活動の技術指導においては、部活動指導員の配置や地域展開・連携を推進することにより、教員の負担軽減を図る。
- ・部活動指導員に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備(「3分類」⑦関係)

- ・デジタル教材や ICT ツールの活用を促進し、準備作業の効率化と教育の質の向上を両立させるために定期的に見直しをする。

◆学習評価・成績処理(「3分類」⑧関係)

- ・デジタル技術の活用により評価業務の効率化と正確性を推進する。また入試関連業務についても ICT の導入を通じて教職員の負担軽減と円滑な運営体制を図る。

◆学校行事の準備・運営(「3分類」⑨関係)

- ・修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務については、事務職員や支援員等との協働体制を構築し、教員の業務負担軽減を図る。

◆支援が必要な児童・生徒・家庭への対応(「3分類」⑩関係)

- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所などの行政機関等を活用する。
- ・ユニパス(不登校)対応においては、町教育委員会や県教育委員会と連携し、対応する。また「つなぐんオンラインサポート(つなサポ)」との連携を図り、オンラインによる学習支援・相談支援の活用を推進する。

(4) 上記3分類以外の措置の推進

本町においては、教職員の業務負担軽減と校務の効率化を図るため、学校現場における以下の具体的な措置を推進する。

◆校務支援システム等の活用

- ・校務支援システム等を活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布の手間を削減する。
- ・文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

◆学校行事・研修の精選・オンライン化

- ・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果も確認しつつ教職員の業務負担軽減を図る。
- ・研修については、オンライン研修を推進し、移動時間を削減する。
- ・各校においては、年間計画の段階で会議・研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、本町においても喫緊の対応が求められている。本町では、教職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

◆働きやすい職場づくり

- ・教職員の同僚性が高く、働きやすい職場環境の整備を進める。
- ・ハラスメント防止に向けて風通しのよい学校づくりを進める。

◆有給休暇の取得促進

- ・教職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、環境整備を進める。
- ・定時退勤日や閉校期間の設定を推進し、学校全体で休暇取得を促進する文化の醸成を図る。

◆メンタルヘルス研修の実施と相談窓口の利用促進

- ・心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の予防を図るため、階層別メンタルヘルス研修、セルフケア研修等を継続して実施する。また、精神科医による相談や公立学校共済組合の協力による各種相談事業を教育職員が気軽に安心して利用できるよう、さらなる周知を図る。

◆ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・全校で年1回以上のストレスチェックを100%実施し、職員自身によるストレス状態の把握を支援するとともに、メンタルヘルスケアに関する情報提供やメンタルヘルス研修を通じて、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。また、集団分析結果を活用した管理監督者向け研修及び個別相談、良好事例集の作成・配布などにより、職場環境の改善を図る。

◆医師面接指導の実施

- ・月80時間を超える時間外在校等時間が発生した場合には、校長が対象教職員を速やかに把握し、該当職員に長時間労働による健康障害リスクを十分に説明し、面接を実施する。その上で、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導を実施する。また、面接後のフォローアップ体制として、医師やスクールカウンセラーとの連携を強化し、必要に応じて勤務軽減措置を講じる。

■第5 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識する。また、本計画の実効性を確保するため、町教育委員会及び校長、各教職員は、以下の取組を進める。

1 町教育委員会における取組

- ・町教育委員会は、学校の管理運営について責任を有し、教員等の勤務時間管理及び健康管理についても責任を負う立場にあることから、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら、取組を推進する。
- ・教職員の在校等時間の状況を把握し、業務量管理を推進する。また、町教育委員会において、計画の進捗状況を定期的に報告し、関係機関との連携を強化する。
- ・在校等時間記録、ストレスチェック、業務状況調査など複数のツールを活用し、目標達成状況を定量的（勤務時間、業務量）および定性的（職場環境、教職員の意識）に把握する。これらのデータは、校内研修や管理職会議等で共有し、改善のPDCAサイクルを確立する。

2 町立学校における取組

- ・各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。
- ・各校長は、本計画や学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教員等が前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保できているか、日常的に教員等の在校等時間を把握するよう努める。
- ・特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教員等は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・町教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努める。

